

相生市民病院 公的医療機関等2025プラン

平成29年 11月 策定
平成30年 7月 策定

【相生市民病院の基本情報】

医療機関名：相生市民病院

開設主体：相生市

所在地：相生市栄町5番12号

許可病床数：61

（病床の種別）一般病床

（病床機能別）急性期

稼働病床数：35

（病床の種別）一般病床

（病床機能別）急性期

診療科目：内科、外科、呼吸器内科、循環器内科、放射線科、肛門外科、
乳腺外科、消化器内科、消化器外科

職員数：

- ・ 医師 2名
- ・ 看護職員 23名
- ・ 専門職 7名
- ・ 事務職員 4名

【1. 現状と課題】

① 構想区域の現状

② 構想区域の課題

③ 自施設の現状

④ 自施設の課題

【2. 今後の方針】 ※ 1. ①～④を踏まえた、具体的な方針について記載

① 地域において今後担うべき役割

- ・ 県が策定した「地域医療構想」を踏まえ、軽症急性期、亜急性期医療を行うとともに、訪問診療、訪問看護等の在宅医療を中心とした慢性期医療にも重点を置き、高齢者が安心して生活できる医療の提供を目指す。
- ・ 乳腺外来、肛門外来の専門外来を行うとともに、地域の特徴的疾患である消化器系、循環器系を中心としたプライマリ・ケアを含む診療を担う。

② 今後持つべき病床機能

- ・ クリアしなければならない諸条件は多々あるが、将来的には急性期から回復期病床への転換を検討する。
- ・ 空病床の施設転換（回復期リハビリテーション病棟、地域包括ケア病棟）
- ・ 慢性期医療の受け皿となる在宅医療の充実に向け、有床・無床診療所への方向転換を検討する。

③ その他見直すべき点

- ・ 病床利用率が低下傾向であるため、最適な病床規模について検討する。
- ・ 地域包括ケアシステム構築に向けて介護、福祉関係機関との連携を強化する。
- ・ 健診業務など予防医療の充実を図る。

【3. 具体的な計画】 ※ 2. ①～③を踏まえた具体的な計画について記載

① 4 機能ごとの病床のあり方について

<今後の方針>

	現在 (平成30年度病床機能報告)		将来 (2025年度)
高度急性期		→	
急性期	61		61
回復期			
慢性期			
(合計)			

<年次スケジュール>

	取組内容	到達目標	(参考) 関連施策等
2017年度	改革プラン検討委員会において検討。		<div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; display: inline-block; text-align: left;"> 2年間程度で 集中的な検討を促進 </div>
2018年度			
2019～2020年度			<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">第7期 介護保険 事業計画</div> <div style="background-color: #90ee90; padding: 5px;">第7次医療計画</div> </div>
2021～2023年度			<div style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <div style="background-color: #f4a460; padding: 5px;">第8期 介護保険 事業計画</div> </div>

② 診療科の見直しについて

検討の上、見直さない場合には、記載は不要とする。

<今後の方針>

	現在 (本プラン策定時点)		将来 (2025年度)
維持		→	
新設		→	
廃止		→	
変更・統合		→	

③ その他の数値目標について

<p><u>医療提供に関する項目</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病床稼働率： ・ 手術室稼働率： ・ 紹介率： ・ 逆紹介率 <p><u>経営に関する項目*</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費率： ・ 医業収益に占める人材育成にかかる費用（職員研修費等）の割合： <p>その他：</p>
--

* 地域医療介護総合確保基金を活用する可能性がある場合には、記載を必須とする。

【4. その他】

(自由記載)

<ul style="list-style-type: none"> ・ 病棟機能の変更について、現時点で具体的な方向性は決まっていない。 新相生市民病院改革プランが平成29年度～平成32年度までの計画期間で策定されているため計画期間内は改革プランに沿った運営を行う。その後、改革プランの検証を行う中で具体的な方向性を決定する。
